

NUK対LUKの商標類否事件：知財高裁平 19(行ケ)10230・平成 20 年 2 月 21 日(3部)判決 棄却

〔キーワード〕

頭文字「N」と「L」, 外観・称呼・観念, 造語

〔事 実〕

1. 被告(エヌユーケー オート パーツ カンパニー リミテッド)は、平成16年2月5日に出願し、同年9月10日に設定登録された登録第4802490号(以下、本件商標という。)の商標権の商標権者である。

本件商標は、別紙商標目録(1)に示した「NUK」の頭文字の周囲を略楕円形で囲ったもので、第12類「陸上の乗物用の動力機械(その部品を除く。), 陸上の乗物用の機械要素, 自動車並びにその部品及び附属品, 二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品」を指定商品とする。

2. 原告(ルーク ラメレン ウント クツプルングスバウ ベタイリグングス コマンディートゲゼルシャフト)は、平成18年3月1日に特許庁に対し、本件商標の指定商品中「陸上の乗物用の動力機械(その部品を除く。), 陸上の乗物用の機械要素, 自動車並びにその部品及び附属品」についての登録を無効とする旨の審決を求めたが、特許庁は平成19年2月15日に、請求不成立の審決をした。

原告(審判請求人)が本件商標に対して引用した商標とは、自社商標権に係る登録第1361678号商標, 登録第3304334号商標, 登録第4751673号商標であり、これら登録商標と本件商標とは類似するから、商標法4条1項11号に該当するとして登録無効とされるべき商標であると主張した。

3. 審決の要点は、次のとおりである。

- (1) 本件商標と各引用商標とは、構成中の欧文字3文字中、語頭において「N」と「L」の差異を有するものであって、短い文字構成における、印象に残りやすい語頭部分におけるこの差異は、視覚上大きいから、外観において相紛れるおそれはない。
- (2) 本件商標が、その構成文字に相応して「エヌユーケー」の称呼を生ずるのに対して、各引用商標は、その構成文字に相応して「エルユーケー」の称呼を生ずるところ、両商標の文字部分は、共に欧文字を綴り合わせて一連の成語を形成するものではなく、アルファベット3文字を羅列してなるものであって、一文字一文字を区切って明確に発音される場合が多いといえるから、本件商標は「エヌ」、「ユー」、「ケー」、各引用商標は「エル」、「ユー」、「ケ

ー」とそれぞれの文字ごとに区切って発音されるというのが相当である。

そして、本件商標と各引用商標の相違する語頭部「エヌ」と「エル」における「ヌ」音と「ル」音にしても、「ヌ」音の子音は鼻音であるのに対し、「ル」音の子音は弾音であることから、両音の調音位置・調音方法が異なるものであり、両商標は、文字ごとに区切って発音されるものであることと相まって、それぞれを全体として称呼した場合においては、音感、音調が異なり、称呼上相紛れるおそれはない。

- (3) 本件商標と各引用商標は、いずれも特定の観念を有しない造語といえるものであるから、両者の観念については比較することができない。
- (4) 以上のとおり、本件商標と各引用商標は、外観、称呼及び観念のいずれからみても非類似の商標であるから、本件商標の指定商品中「陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。）、陸上の乗物用の機械要素、自動車並びにその部品及び附属品」についての登録が、商標法4条1項11号に違反してされたものということとはできない。

〔判 断〕

当裁判所は、本件商標の登録が商標法4条1項11号に違反してされたものではないとした審決の認定判断には、結論において誤りはないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 本件商標と各引用商標との外観の類否について

- (1) 本件商標と各引用商標とは、構成中の欧文字3文字中、語頭において「N」と「L」の差異を有するところ、3文字という短い文字構成における印象に残りやすい先頭文字における差異は、視覚上、大きなものというべきであるから、本件商標と各引用商標が外観において類似するということとはできない。
- (2) 原告は、「N」と「L」は、いずれも直線で構成されており、その字形が近似したものであるとした上で、本件商標と引用商標1は、他の配列構成文字「U」「K」及び欧文字3文字を楕円で囲んだ構成を共通にするものであるから、視覚上において極めて似かよったものと印象付けられると主張する。
しかし、「N」が左右両端部の縦線の間左上と右下を結ぶ斜線を配した構成であるのに対して、「L」は左端部の縦線及び底部の横線（下線）を配し、中央部、上部及び右端部を空白とする構成であり、両者の字形は、全体形状において大きく異なる。本件商標及び引用商標1においては、いずれも、中央に配置された文字部分が見る者の注意をひくものであって、要部を構成するものであるところ、3文字中、最も見る者の注意をひく頭文字において上記のとおり構成を大きく異にするものであるから、本件商標と引用商標1

が外観において類似するということとはできない。原告の主張は、失当である。

2 本件商標と各引用商標との称呼の類否について

(1) 本件商標及び各引用商標からは、それぞれ「エヌユーケー」及び「エルユーケー」の称呼を生ずるところ、共に欧文字を綴り合わせて一連の成語を形成するものではなく、アルファベット3文字を羅列してなるものであるから、通常は、一文字一文字を区切って明確に発音されるというべきであり、その場合に、本件商標は「エヌ」、「ユー」、「ケー」、各引用商標は「エル」、「ユー」、「ケー」とそれぞれの文字ごとに区切って発音されるのが自然である。

そして、本件商標と各引用商標とで相違する語頭部「エヌ」と「エル」における「ヌ」音と「ル」音の間では、「ヌ」音の子音は鼻音であるのに対し、「ル」音の子音は弾音であって、両音は異なるから、両商標は、文字ごとに区切って発音されるものであることと相まって、称呼において、音感、音調が異なり、類似するということとはできない。

原告は、欧文字が日常的に用いられ親しまれている今日の取引実情の下では、本件商標及び各引用商標は、「エヌユーケー」「エルユーケー」とよどみなく一連に称呼されると主張する。

しかし、そもそも、アルファベットに、「a, e, c, d, g, t」など、これを単独で発音する場合には、音声として相紛らわしい文字が存在することは、これを用いる者にとって周知の事項である。本件商標や各引用商標を口頭で伝達する際、商標を構成する個々の欧文字を誤りなく伝達するためには、文字ごとに区切って明瞭に発音するのが、取引者の通常の様態というべきである。したがって、ことさら、相互に聞き誤られるような称呼が生ずることを前提として、両商標が相紛れるおそれがあるとする原告の上記主張は、その前提において採用できない。

(2) 原告は、本件商標からは「エヌユーケー」のほかに「ヌク」「ナック」の称呼が生じ、各引用商標からは「エルユーケー」のほかに「ルク」「ラック」の称呼が生ずるものであるところ、「ヌク」と「ルク」、「ナック」と「ラック」とは相紛れるものであると主張する。

確かに、本件商標からは、「エヌユーケー」のほかに、その構成文字をそのままローマ字読みにより「ヌク」の称呼、ドイツ語読みにより「ヌーク」の称呼を生ずる余地があり、また、各引用商標からは、「エルユーケー」のほかに「ルク」「ルーク」の称呼を生ずる余地がある（もっとも、本件商標及び各引用商標から、「ナック」「ラック」の称呼を生ずると認めることはできない。ちなみに、原告は「L u k」と表記して「ルーク」の称呼を生ずるものである。）

しかし、本件商標の「ヌク」「ヌーク」の称呼と各引用商標の「ルク」「ル

ーク」の称呼を対比すると、両者は、2音ないし長音を含む3音という短い称呼であるところ、これを聞く者にとって、最もその注意をひく語頭部の音である「ヌ」と「ル」において、上記の「エヌ」と「エル」との対比において指摘したのと同様の相違点があるから、両者が称呼において類似するということとはできない。

(3) そうすると、本件商標と各引用商標が、称呼において類似するものではないとした審決の判断は、結論において相当である。

3 結論

上記によれば、本件商標と各引用商標とは、外観及び称呼において類似するものではなく、また、本件商標と各引用商標はいずれも特定の観念を有しない造語であるから、両者が観念において類似するということもできない。

したがって、審決が、本件商標と各引用商標は、外観、称呼及び観念のいずれからみても非類似の商標であるから、本件商標の指定商品中「陸上の乗物用の動力機械（その部品を除く。）、陸上の乗物用の機械要素、自動車並びにその部品及び附属品」についての登録を、商標法4条1項11号に違反してされたものということとはできないとした判断に誤りはない。

〔論 説〕

1. 「NUK」と「LUK」とは、日本人の称呼発声によれば相紛らわしいことは事実である。前者は「ヌーク」、後者は「ルーク」と称呼するのが普通のようなが、たとえ三文字の短い言葉であったとしても、聞く者にとっては区別しづらい響きがあるといえる。

ただ外観上、イニシアル3文字の頭字が「N」と「L」との差異であることは大きい要素といえるかも知れない。しかし、そうであったとしても、需要者間の取引上では誤認混同しないといえるほどに明瞭に区別できる商標かといえ、その指定商品との関係を考慮すると、絶対とはいえず、相紛らわしい商標といわれても仕方がないであろう。

2. 引用商標にあっては、登録済みであると同時に、当該商品との関係では周知の商標ではなかったのかどうかは知らない。しかし、もし周知性が立証される商標であったならば、特許庁審判部も裁判所も、本件商標との類否判断において、肯定に傾く要因となり得たかも知れないと思う。

いずれにせよ、やや疑問の残る判決である。

〔牛木 理一〕

(別紙)

商 標 目 録

(1) 本件商標



(2) 引用商標 1



(3) 引用商標 3

